

第7回 教育委員会会議日程

開催期日 令和元年8月27日（火）

開催時間 15時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第13号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第14号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 議案第27号 令和2年度使用小学校用教科書用図書採択の件

日程第7 議案第28号 令和2年度使用中学校用教科書用図書採択の件

日程第8 議案第29号 令和2年度使用教科書用図書のうち学校教育法附則第9条
に規定する教科書用図書採択の件

日程第9 議案第30号 平成31（令和元）年度全国学力・学習状況調査「北海道
版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）

日程第10 議案第31号 芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件

日程第11 議案第32号 令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第4

報告第13号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和元年8月27日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

令和元年度就学援助認定総括表(令和元年8月7日)

申請世帯	3世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	2世帯
要保護世帯	1世帯
準要保護世帯	1世帯
経済的困窮世帯	2世帯
児童扶養手当受給世帯	-1世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	1世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(8月7日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	-1			-1			-2
上美生小学校							0
芽室西小学校				2			2
芽室南小学校							0
合 計	-1	0	0	1	0	0	0

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	1	0	1
			合計	1

(中学校)

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
-1						-1
						0
						0
						0
-1	0	0	0	0	0	-1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
		合計	-1

●準要保護不認定者数一覧(8月7日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
			合計	0

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校 6年 1人

令和元年度就学援助認定総括表

(令和元年8月7日現在)

申請世帯	195	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	164	世帯
要保護世帯	3	世帯
準要保護世帯	161	世帯
経済的困窮世帯	84	世帯
児童扶養手当受給世帯	72	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
		世帯
不認定世帯	29	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	195	164	29	3	14.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(8月7日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	12	22	14	87
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	11	4	9	10	6	4	44
芽室南小学校			1		1	2	4
合 計	30	15	22	25	29	21	142

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	20	26	15	61
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	15	14	10	39
合 計	37	44	27	108
			合計	250

●準要保護不認定者数一覧(8月7日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	2	19
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合 計	7	4	6	4	3	7	31

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合 計	3	7	6	16
			合計	47

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校 6年 2人
芽室西小学校 6年 1人

計 3人

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	9	11	8	40
			1		1	2
2	1		4	3	3	13
						0
8	2	5	14	14	12	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	13	6	30
	2		2
5	6	2	13
16	21	8	45
			合計 100

○町民税非課税世帯

芽室西小学校 3年 1人
芽室中学校 1年 1人
芽室西中学校 3年 1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校 5年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 紿与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

イ 紙与所得者以外の者の場合

「所得金額」を紙与所得者の「紙与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該紙与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 5

報告第 14 号

茅室町奨学金貸付の件（非公開）

茅室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和元年 8 月 27 日提出

茅室町教育委員会教育長 武田 孝憲

日程第 6

議案第 27 号

令和 2 年度使用小学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 2 年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

令和2年度に使用する小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

小学校	
種目	発行者名
国語	教育出版(株)
書写	教育出版(株)
社会	東京書籍(株)
地図	(株)帝國書院
算数	東京書籍(株)
理科	教育出版(株)
生活	教育出版(株)
音楽	教育出版(株)
図工	日本文教出版(株)
家庭	開隆堂出版(株)
保健	(株)学研教育みらい
英語	教育出版(株)
道徳	東京書籍(株)

令和2年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・学習課題を設定し、見通しを持たせるとともに、文章やその構成に着目して考え方整理したものについて話し合うといった考えを広げたり深めたりする学習活動などにより、自ら課題を発見して解決方法を探りながら表現することや、伝え合う力を高めるための工夫がされていること。 ・北海道との関わりのある身近な内容を取り上げている教材数が多く十勝出身の高木姉妹がオリンピックでメダルを取ったときの新聞記事を題材にするなど、子どもたちにとって身近な内容を取り上げ、興味を持って学習意欲を高める工夫がされていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・硬筆と毛筆の関連について、点画の筆使いやひらがなの筆使い、点画のつながりや文字の組み立て方など、毛筆で学んだことを活かして硬筆で書く学習活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付ける工夫がされていること。 ・文字の成り立ちや身の回りにある文字について理解を深めたり、はがきの書き方や俳句・短歌、小筆を生かして書くことを取り上げるなど、日本の伝統的な慣習や文化を尊重できるように配慮されるとともに、幅広い知識と教養が身に付くよう工夫されていること。
社 会	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国土の様子や米づくりなどの生産性や品質を高める努力について調べるなど、我が国の国土と産業についての理解を深める工夫や、北海道に関連した教材としてアイヌの人たちの伝統や文化を守る取組を写真等で掲載するなど、郷土に対する理解や愛情を養う工夫がされていること。 ・自然災害から暮らしを守るための防災・安全教育について、家庭で備えているものを話し合う活動を設定したり、単元の最後に「ひろげる」を設定して、知識を広げたり理解を深めたりすることができるよう、発展的な学習内容を多く取り上げる工夫がされていること。
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の歴史と世界文化遺産を関連付けて調べたり、外国とのかかわりを調べたりする活動を設定するなど、優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活、グローバル化する国際社会における我が国の役割などを理解することについて工夫がされていること。 ・頻発する自然災害に関する内容を取り上げ、防災・安全教育について配慮されるとともに、雪の多い都市の工夫を示した札幌市中心部の地図で学習意欲を喚起したり、キャラクターの吹き出しで児童の興味・関心を高めたりする内容を掲載するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に資する工夫がされていること。
算 数	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・数学的な見方や考え方を働かせる資質・能力を育むため、各単元の出口において数学的な見方・考え方を焦点をあてて振り返るためのページを設けたり、数量関係や図形問題などの活動を通して、算数の楽しさや良さを体感し、日頃の生活で応用する力を育むための工夫がされていること。 ・北海道の課題である基礎・基本の定着のため、学習意欲やつまずきなどへ必要に応じて自主的に取り組む際に活用する教材を設け、補充的な学習に関する問題等の充実が図られていること。

種 目	発行者	理 由
理 科	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象に関心や意欲をもって主体的に関われるよう配慮するなど、主体的・対話的で深い学びにつながる工夫がされているとともに、理科の見方・考え方を働かせる児童の姿を参考として示し、学習の中で児童が考え方を働きかせやすいように工夫がされていること。 ・北海道の地域素材が 63 か所と数多く掲載され、そのうち十勝管内の資料も 4 か所取り上げられており、児童が身近に感じ、興味・関心が高まるとともに学習意欲の向上が図られること。
生 活	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や生活環境、社会を題材にして、心身の成長を促す様々な活動が設定され、それを生かして、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育む工夫がされているとともに、中学年以降の学習への見通しや期待が持てるよう、学習を振り返りながら、社会科や理科へのつながりを示す工夫がされていること。 ・幼児期の学びが学校生活や教科学習につながるよう入学から徐々に学習へと移行するための工夫がされているとともに、身に付けた資質や能力を他の教科で発揮したり、逆に他の教科で身に付けたものを生活科で発揮できるよう小学校低学年における他の教科との関連について工夫されていること。
音 楽	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・曲や演奏の良さと楽しさを見いだしながら聴いたり、いろいろな楽器やリズム・和音を使って楽しんだり、演奏する活動を設定するなど、音楽づくりや基礎的な鑑賞能力を高める工夫がされているとともに、めあての設定や解説などにより、主体的に学習に取り組むための工夫や見通しをもって学習することができるよう配慮されていること。 ・我が国の音楽の教材や郷土の音楽の教材を取り上げ、我が国の伝統と文化を尊重する心を育むよう配慮がなされていること。
図画工作	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> ・表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働きかせ、つくり出す喜びを味わい、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質や能力を育むための工夫がされていること。 ・地域とのつながりなどを取り上げて社会への参画について考えたり学びが生活に結びつくことによりそれを家庭や地域社会で活かし、より豊かな生活を創造する態度を育むための工夫されていること。
家 庭	開拓舎出版	<ul style="list-style-type: none"> ・各題材が「学習のめあて」で始まり、課題解決型学習を通して、最後に「ふり返ろう・生かそう」で家庭実践につなげるよう工夫し、学習過程で「できたかな」チェックを取り入れるなど、課題の解決に向かうためのステップを示し、児童が主体的に無理なく学習を進めるための配慮がされていること。 ・育成を目指す資質・能力を「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」の 3 つの柱として、23 の大題材、59 の小題材で構成し、基礎的な学習をした後に、基本的な知識及び技能を応用的な教材で活用するなど、2 年間を通して系統的・発展的に学習できるよう工夫されていること。

種 目	発行者	理 由
保 健	学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・元気に外遊びをすることや年齢を越えて共にスポーツを楽しむ様子を示したり、オリンピックなどで活躍した選手を掲載し、スポーツを見る関わり方についても示すとともに、毎日の生活の中でも運動や体を動かすことを紹介したり、生活習慣病を学ぶ中で、その主な原因や心臓病・脳卒中、がん教育、パソコンやタブレットによる健康への影響を取り上げるなど、運動領域とのつながりや時代の状況に即した健康教育について工夫がされていること。 ・不安や悩みを誰かに相談したり対処法を探る事例やいじめについて取り上げ、自分の経験を振り返ったり、不安や悩みを抱えたときはどうするかなど、子どもたちが成長していく段階における心の健康についての学習に工夫がされていること。
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びという点において、よりよいコミュニケーションの在り方や言語・文化への気づき・発見などの問題解決型の学習や、自分の考えや気持ちなどを話す活動に工夫がされているとともに、中学年からの接続に配慮されていること。 ・タンチョウヅル・ラベンダー畑・みそラーメン・雪まつり・ジャンプ台など、北海道と関わりのある多くの題材が採用され、教科化となる英語科に子どもたちが興味や関心を持つような身近な話題が掲載されていること。
道 德	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを通して道徳的価値について考える活動などを設定し、児童が多様な感じ方や考え方に対する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう工夫されているとともに、いじめや犯罪につながる危険性が高いSNSについて、自分や他の人の個人情報を守るためにモラル教育に工夫がされていること。 ・コミュニティ・スクールの導入が進む中で、家庭や地域社会との連携・共通理解を深める学習活動が設定されているとともに、北海道の地域素材を取り上げて郷土を愛する心を育む工夫がされていること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜すい）

(昭和三十八年十二月二十一日)

(法律第百八十二号)

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(平一〇法五四・平一一法八七・平一五法一一七・一部改正)

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(平二五法四四・一部改正)

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(平一一法一六〇・平二六法二〇・一部改正)

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一九法九六・平二六法二〇・平二七法四六・一部改正）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜すい）

(昭和三十九年二月三日)

(政令第十四号)

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(平一五政一一一・平二六政二九三・一部改正)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下の条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(平二政六六・平一二政三〇八・平一九政三六三・平二〇政二二四・平二六政二九三・一部改正)

○芽室町立学校管理規則（抜すい）

昭和51年12月22日
教委規則第6号

(教科書の採択)

第41条 学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき委員会が採択する。

日程第 7

議案第 28 号

令和 2 年度使用中学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 2 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

令和2年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

ただし、「特別の教科 道徳」については、平成30年8月3日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

中 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 株
書 写	教 育 出 版 株
社会（地理的分野）	東 京 書 籍 株
社会（歴史的分野）	東 京 書 籍 株
社会（公民的分野）	東 京 書 籍 株
地 図	株 帝 国 書 院
数 学	東 京 書 籍 株
理 科	株 新興出版社啓林館
音 楽（一 般）	教 育 出 版 株
音 楽（器楽合奏）	教 育 出 版 株
美 術	日本文教出版株
保 健 体 育	株 学研教育みらい
技術・家庭（技術分野）	開 隆 堂 出 版 株
技術・家庭（家庭分野）	開 隆 堂 出 版 株
英 語	教 育 出 版 株
道 徳	東 京 書 籍 株

令和2年度に使用する中学校用教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）における採択結果
 （第12地区教科書採択教育委員会協議会）

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・「読むこと」について、描写の効果や登場人物の言動の意味に着目して作品を読み深めたり、疑問に思ったことを図書館やインターネットなどを活用して調べたりする活動を通して、読解力を高める工夫がなされていること。 ・教材と関連する図書をあらすじと解説を加えて丁寧に紹介したり、読書を広げるテーマを設定したりするなど、読書への興味・関心を高める工夫がなされているとともに、CUD の認証を受けたユニバーサルデザインの文字が使用されていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・「硬筆と毛筆の関連」について、これまでの毛筆の学習を生かして、「学習を生かして書く」において、配列に気を付けて古典の文学作品の冒頭を書く活動を通して、硬筆による書写の能力を高める工夫がなされていること。 ・「硬筆」では、文字表現や書体を工夫して手紙やカレンダーを書く活動、「毛筆」では、点画の筆使いに注意して書き、漢字の行書の基礎的な書き方を理解する活動を通して、身の回りの多様な文字に関心をもたせ、効果的に文字を書く工夫がなされていること。
社 会 地理的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界の様々な地域の調査」において、調査結果の考察をまとめ、発表する学習の後に、「身近な地域の調査」において、身に付けたまとめ方を活用するなど、系統的・発展的に学習できるよう工夫がなされていること。 ・「地理スキル・アップ」で、資料等の読み取り方を身に付ける活動、「えんぴつマーク」で、学習を深めるための活動を掲載し、生徒が問題意識をもち、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫がなされていること。
社 会 歴史的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史のとらえ方」において、小学校で学習した歴史上の人物や文化財を時代毎に表にまとめたり、テーマの決め方、考察やまとめ方のポイントを基に身近な地域を調べたりする活動を取り上げるなどの工夫がなされていること。 ・北海道に関する歴史的事象を掲載しているページ数が 51 ページあり、十勝における旧石器時代の交易が取り上げられているなど、生徒にとって親近感があり、郷土の歴史に目を向け、郷土を愛する心を育むよう工夫がなされていること。
社 会 公民的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的分野及び歴史的分野との関連を図りながら写真や統計資料を比較したり、学校でのトラブルの事例を取り上げたりするなど、環境、人権、平和、伝統文化などに関する課題を追究し、主体的に社会に参画する意識や態度を養う工夫がなされていること。 ・広い視野から学習を深めることができるよう、「公民にアクセス」や「深めよう」等を設けたり、よりよい社会の形成に参画する意欲や態度が高まるよう、各章の課題を提示する「トライ！」や写真、イラストを掲載したりするなどの工夫がなされていること。

種 目	発行者	理 由
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> 「世界の諸地域」や「日本の諸地域」において、基本図により諸地域を大観する学習の後に、資料図を主題や生徒の興味・関心、考察する視点などに応じて選択できるよう構成し、発展的に学習できるよう工夫がなされていること。 北海道の南部及び北部の地域別詳細図や札幌市中心部の資料図や、釧路湿原や開拓の歴史とアイヌ語に由来する地名の資料図を掲載するなど、北海道についての興味・関心や身近な地域のくらしや風土への理解が図られるよう工夫がなされていること。
数 学	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> 「図形」において、直接には測定することが困難な池をはさんだ2地点の距離を相似な図形の性質を利用して求める活動など、日常生活との関連から題材を取り上げ、学習意欲を高める工夫がなされていること。 学習内容に関連した話題を取り上げた「数学のまど」などを設けたり、巻末に、授業で切り取って活用できるような作業用の厚紙を設けたりするなど、数学的活動の充実を図り、数学的な思考力・表現力を高める工夫がなされていること。
理 科	啓林館	<ul style="list-style-type: none"> コラム「ぶれいく time」において、日常生活との関連や科学の話題を紹介したり、コラム「科学偉人伝」において、科学者の中谷宇吉郎と関連させて冬の十勝岳の様子を紹介したりするなど、生徒の興味・関心を高める工夫がなされていること。 既習事項を「ふり返り」マークを付して示したり、別冊「マイノート」において、本冊の実験・観察を整理する内容と学習内容を復習できる確認問題や活用問題を設けたりするなど、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる工夫がなされていること。
音 楽 一般・器楽	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> 「音楽一般」においては、〔共通事項〕を意識しながら、旋律や曲の構成と音の重なりを理解して歌ったり、曲の流れを感じ取って聴いたりする活動を取り上げるなど、表現及び鑑賞の能力を育成する指導が十分に行われるよう工夫がなされていること。 「器楽合奏」においては、音楽を通じて生活を豊かなものにするために、基礎的な奏法を身につける学習を「演奏の仕方を身につけよう」として示したり、器楽曲を豊富に掲載したりして、音楽活動の基礎的な能力を伸ばす工夫がなされていること。
美 術	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> 題材の冒頭で生徒に身に付けさせたい力について、「学びのねらい」として観点ごとのマークや囲みで示し、学習の目当てを明確にしたり、授業をイメージできる紙面構成で学びの楽しさを広げたりすることができるよう工夫がなされていること。 思い出の景色や場面を表す題材において、表現の意図に応じて絵や立体を選択したり、生活を彩る染め物をつくる題材において、用途や機能に応じて染料を選択したりするなど、学校や地域の実態に応じて取扱い内容を選択できるよう工夫がなされていること。

種 目	発行者	理 由
保健体育	学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・保健分野において、長時間のインターネット使用による疲労やインターネット依存による悪影響を調べる活動を取り上げるなど、現代的な健康課題について探究し、学習したことを実生活で活かすことができるよう工夫がなされていること。 ・体育分野において、第1学年で学習したスポーツへの多様な関わり方を踏まえ、伸びやかな自己開発の機会などのスポーツの文化的な意義を取り上げたりするなど、系統的・発展的に学習できるよう工夫がなされていること。
技術・家庭 技術分野・家庭分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> ・技術分野において、各編の始めに見開きで各内容に関する「技術の歴史」を設け、生徒の学習意欲を高めたり、複数の実習例を示し、生徒が主体的に学習に取り組んだりすることができるよう工夫がなされていること。 ・家庭分野において、教科書の記述を補足する図・表や「ミシンの使い方」などの小学校で学習した基礎的・基本的な内容を想起する資料を掲載したりするなど、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう工夫がなされていること。
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・「聞くこと」について、町を紹介する会話を聞いたり、部活動についてのスピーチの内容を聞き取ったりするなど、初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解する活動を通して、言語活動と文法指導を一体的に行うことができるよう工夫がなされていること。 ・「書くこと」について、自分で考えたキャラクターの説明文を書いていたり、好きなアニメについて、クラスの調査結果をまとめたりするなど、英語で書くことに慣れ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるよう工夫がなされていること。

平成31年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
道徳	東京書籍株	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に関する一つの教材を多面的・多角的に考えるような工夫がなされていること。 ・教材ごとの書き込み欄やホワイトボードが設けられており、そこに自分の考えを書く活動や、それを基に話し合いを行う（議論する）ことができるなどの配慮がされていること。 ・問題解決的な学習として、導入における主題に関する投げかけや、議論し問題を解決するための發問など、教材ごとに学習の流れが示され、問題解決的な学習活動ができるよう工夫されていること。 ・郷土の教材を掲載し、地域について考える場面を設け、生徒が家庭や地域と連携して活動することを促す学習を充実させる工夫がなされていること。 ・体験的な学習への対応として、役割演技など、実際に当事者として体験する学習を通して議論を深め、体験的な学習活動ができるよう工夫されていること。

日程第 8

議案第 29 号

令和 2 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する
教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定
に基づき、令和 2 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則
第 9 条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する 教科用図書の採択について

令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和2年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料＜令和元年6月北海道教育委員会作成＞のすべての図書を採択する。

○学校教育法（抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。

(昭二八法一六七・昭四五法四八・昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正、平一九法九六・旧第二十一条繰下)

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めることにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第百七条・一部改正)

日程第 9

議案第 30 号

平成 31（令和元）年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果掲載の件（非公開）

平成 31（令和元）年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、北海
道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することを同
意しようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 10

議案第 31 号

芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件

芽室町公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針に基づき、芽室町中央公民館及び芽室町社会体育施設等の指定管理者について、選定を実施しようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

芽室町公の施設に係る指定管理者選定について

- 1 対象施設
 - (1) 芽室町中央公民館
 - (2) 芽室町社会体育施設等
芽室町総合体育館、芽室町勤労青少年ホーム、芽室町温水プール、芽室町健康プラザ、芽室町サッカー場、有料公園施設、芽室西運動広場、公園施設（芽室靈園緑地公園パークゴルフ場、美生川河川敷公園パークゴルフ場、北一公園パークゴルフ場）
- 2 スケジュール（予定）

令和元年	8月27日	教育委員会議（募集要項の決定）
	9月12日	指定管理者募集開始 ・ホームページ、すまいるボード、報道等
	9月12日	すまいる9月号掲載
	9月20日	現場説明会
	10月15日	募集締め切り
	10月21日	選定委員会への選定依頼
	～11月15日	選定委員会で予定事業者の決定（5回程度）
	～11月22日	事業者決定
	11月　　日	教育委員会議（議会提出議案の決定）
	～11月29日	応募事業者へ選定結果の通知
	12月　　3日	議会（12月議会初日）提案
	12月　　日	教育委員会議（議会議決報告）
令和2年	4月　　1日	契約締結、指定管理業務開始
- 3 募集要項(案)　　別添のとおり

芽室町中央公民館指定管理者募集要項(案)

芽室町中央公民館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

施設の名称	芽室町中央公民館
施設の所在地	河西郡芽室町東3条3丁目1番地
施設の設置目的	町民の生活文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として設置する。
施設の概要	構造・規模：鉄筋コンクリート 地下1階 地上3階建 敷地面積：5, 910m ² 延床面積：4, 230m ² 地下1階 機械室 地上3階 大ホール（固定席 540席）、リハーサル室、講堂、研修室、2階和室、3階和室、調理実習室、視聴覚室 美術工芸室、事務室等
施設の見取図	別添資料参照

2 指定管理者が行なう業務及び管理の基準

- (1) 芽室町中央公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 公民館講座・各種展示会の開設及び運営に関すること。
- (3) 芽室町中央公民館の施設の使用に関すること。
- (4) 管理基準及び業務詳細は芽室町中央公民館指定管理業務仕様書のとおり。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に支払われます。

5 利用料金制

当該施設は利用料金制を導入しませんので、利用者が支払う施設使用料金及び講座受講料は町の収入となります。

6 応募の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 指定期間中、安全円滑に対象施設の管理ができる団体であること。
- (3) 類似施設管理業務について3年以上の管理実績があること。
- (4) 十勝管内に事業所、事務所を置く団体であること。
- (5) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
 - ⑤指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥本町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦国税及び地方税を滞納している者
 - ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑨銀行取引停止を受けている者

7 応募にあたっての留意点

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 芽室町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲であっても、無断で第三者に使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (3) 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じことがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類及び選定結果については、公表する場合があります。

8 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法規を遵守しない場合は、指定の取消し、停止解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な利用がない限り、住民の利用を拒んではなりません（地方自治法第244条第2項）。又、利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません（地方自治法第244条第3項）。
- (3) 指定管理者の指定業務について、「芽室町個人情報保護条例」及び「芽室町情報公開条例」が適用になります。

9 説明会及び質疑等

- (1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。
日 時 令和元年9月20日（金） 午後1時30分
場 所 芽室町中央公民館3階視聴覚室
- (2) この指定管理者募集要項、仕様書等に対する質問は、別紙「質問書様式」により令和元年10月1日（火）午後5時までに下記の書類提出先まで提出してください。

10 提出書類

提出書類は、原則A4サイズ縦綴じとします。

- (1) 公の施設に係る指定管理者申込書（別紙第1号様式（第4条関係）
- (2) 上記申込書に記載する提出書類

(3) 類似施設の管理実績

(4) 職員配置計画

11 提出部数

2部（うち1部は製本しないで提出してください。）

12 申込み書類の提出先

〒082-0013 河西郡芽室町東3条3丁目1番地

芽室町教育委員会社会教育課社会教育係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

13 申込受付期間

令和元年10月2日（水）～10月15日（火）午後5時まで

※郵送の場合は10月15日（火）必着

14 選定方法及び選定基準

(1) 応募書類に基づき「芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記事項を考慮し総合的に判断を行い、指定管理者の候補者を選定します。

- ①利用者の平等な利用が確保されること
- ②利用者に対するサービスの向上が図られること
- ③施設の効用を最大限発揮されるものであること
- ④施設の適切な維持管理が図られること
- ⑤管理経費の縮減が図られるものであること
- ⑥安定した管理能力があること
- ⑦地域住民の声が反映されること

(2) 選考結果については、令和元年11月29日（金）までに応募者全員にお知らせします。

(3) 選定委員会の候補者選考の意見を受けて、町長が指定管理者を選定し、町議会の議決を経て指定します。

15 問合せ先

茅室町教育委員会社会教育課社会教育係
T E L 62-9730 F A X 62-7037
電子メール : k-shakyou@memuro.net

16 添付資料

- (1) 「指定管理業務仕様書」
- (2) 基本協定書（案）、年度協定書（案）
- (3) その他、関係条例等

芽室町社会体育施設等指定管理者募集要項(案)

芽室町総合体育館、芽室町勤労青少年ホーム、芽室町温水プール、芽室町健康プラザ、芽室町サッカーフィールド、有料公園施設、芽室西運動広場、公園施設（芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、美生川河川敷公園パークゴルフ場、北一公園パークゴルフ場）（以下「社会体育施設等」という。）の指定管理者（管理運営業務を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

施設の名称	施設の所在地	施設の設置目的	施設の規模内容
芽室町総合体育館	河西郡芽室町 東3条8丁目1番地	町民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに、健康で文化的諸行事の用に供するため	鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 4,266.95 m ² 1階 競技場、トレーニング室、託児室 2階 競技場、研修室
芽室町勤労青少年ホーム	河西郡芽室町 東1条8丁目1番地	勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため	鉄筋コンクリート造、地上1階 建築面積 624.04 m ² ホール、音楽室、図書室、調理室 集会室、和室、事務室、管理人室
芽室町温水プール	河西郡芽室町 東1条8丁目1番地	町民の心身の健全な発達及び水泳の普及振興を図るため	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 地上2階地下1階建 建築面積 3,015.71 m ² 大プール(25m8コース) 小プール(20m6コース) 幼児プール
芽室町健康プラザ	河西郡芽室町 西3条南6丁目1番地	ゲートボールの普及振興を図るとともに、健全なスポーツ並びに文化的諸活動の利用に供するため	鉄筋コンクリート造、地上1階 建築面積 2,774 m ² アリーナ（ゲートボールコート3面） 研修室、展示室
芽室町サッカーフィールド	河西郡芽室町 東6条南1丁目1番地	サッカーなどの普及振興及び健康増進を図るため	サッカーフィールド 1面
芽室公園	河西郡芽室町 東1条8丁目1番地	公共の福祉の増進に資するため	運動広場（ソフトボール場2面） テニスコート6面（内壁打ち用1面） 野球場1面 パークゴルフ場 18ホール
芽室南公園	河西郡芽室町 西3条南6丁目1番地	公共の福祉の増進に資するため	運動広場 テニスコート6面
南多目的運動公園	河西郡芽室町 新生南6線23番地	公共の福祉の増進に資するため	アーチェリー場 ソフトボール1面
芽室西運動広場	河西郡芽室町 芽室南3線25番地	公共の福祉の増進に資するため	サッカーフィールド 1面

美生川河川敷公園	河西郡芽室町 東8条3丁目1番地1 地先	公共の福祉の増進に資するため	パークゴルフ場 18ホール
芽室靈園緑地公園	河西郡芽室町 芽室南3線24番地3	公共の福祉の増進に資するため	パークゴルフ場 18ホール
東工北1公園	河西郡芽室町 東芽室北1線4番地20	公共の福祉の増進に資するため	パークゴルフ場 18ホール

2 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 社会体育施設等の使用に関すること。
- (2) 社会体育施設等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 管理基準及び業務詳細は、芽室町体育施設等指定管理業務仕様書のとおり。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に支払われます。

5 利用料金制

当該社会体育施設等は利用料金制を導入しませんので、利用者が支払う施設使用料金は町の収入となります。

6 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 指定期間中、安全円滑に対象施設の管理ができる団体であること。
- (3) 類似施設（総合体育館・プール）の管理業務について、3年以上の管理実績があること。
- (4) 十勝管内に事業所、事務所を置く団体であること。
- (5) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者

- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 本町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑨ 銀行取引停止を受けている者

7 応募にあたっての留意点

- （1）応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- （2）芽室町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲であっても、無断で第三者に使用させ、または内容を提示することを禁じます。
- （3）応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- （4）提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じことがあります。
- （5）提出された書類は、返却しません。
- （6）提出書類及び選定結果については、名称及び評価点数について公表します。

8 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法規を遵守しない場合は、指定の取消し、停止解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な利用がない限り、住民の利用を拒んではなりません（自治法第244条第2項）。また利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません（自治法第244条第3項）。
- (3) 指定管理者の指定業務について、「芽室町個人情報保護条例」及び「芽室町情報公開条例」が適用になります。

9 説明会及び質疑等

- (1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。
日 時 令和元年9月20日（金）午後2時30分
場 所 芽室町中央公民館3階視聴覚室
- (2) この指定管理者募集要項、仕様書等に対する質疑は、別紙「質問書様式」により令和元年10月1日（火）午後5時までに下記の書類提出先まで提出してください。

10 提出書類

提出書類は、原則A4サイズ縦綴じとします。

- (1) 公の施設に係る指定管理者申込書 別紙第1号様式
- (2) 上記申込書に記載する提出書類
- (3) 類似施設の管理実績
- (4) 職員配置計画

11 提出部数

2部（うち1部は製本しないで提出してください。）

12 申込み書類の提出先

〒082-0013 河西郡芽室町東3条3丁目1番地

芽室町教育委員会社会教育課スポーツ振興係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

13 申込受付期間

令和元年10月2日（火）～10月15日（火）午後5時まで
郵送は10月15日必着とします。

14 選定方法及び選定基準

（1）応募書類に基づき「芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記事項を考慮し総合的に判断を行い、指定管理者の候補者を選定します。

- ① 利用者の平等な利用が確保されること。
- ② 利用者に対するサービス向上が図られること。
- ③ 施設の効用を最大限発揮されるものであること。
- ④ 施設の適切な維持管理が図られること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。
- ⑥ 安定した管理能力があること。
- ⑦ 地域住民の声が反映されること。

（2）選考結果については、令和元年11月29日（金）までに応募者全員にお知らせします。

（3）選定委員会の候補者選考の意見を受けて、町長が指定管理者を選定し、町議会の議決を経て指定します。

15 問合せ先

芽室町教育委員会社会教育課スポーツ振興係

T E L 62-9730 F A X 62-7037

電子メール：taiikukan@memuro.net

16 添付資料

- （1）指定管理業務仕様書
- （2）基本協定書（案）、年度協定書（案）
- （3）その他関係条例等

日程第 1 1

議案第 3 2 号

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和元年 8 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲